

紀宝町子育て用品支給事業のお知らせ



紀宝町にお住いの子どもを対象に、紙おむつやおしりふきを支給します。

■対象：紀宝町に住民登録がある次の①～②に該当する乳児を養育している世帯

- ①令和6年4月1日以降に、生まれた乳児
- ②令和6年4月1日以降に、紀宝町に転入した1歳未満の乳児

■支給対象期間

- 1回目：赤ちゃん訪問または転入児訪問
- 2回目：生後6か月～生後8か月まで
- 3回目：生後10か月～1歳未満

■支給方法(目安)

- 1回目は、訪問にて支給します。
- 2回目・3回目は、子育て支援センターにて配布します。

月2回育児相談のある日が受取日です。
必ず引換券をご持参ください。
また、来所が難しい方はご相談ください。

■支給内容：紙おむつ1パック、おしりふき1セット(1回支給あたり)

1回支給あたり、紙おむつ1パック・おしりふき1セットをお渡しします。



■受け取り方法

- ①出生届出を確認後、予防接種のおしらせと一緒に、『案内文、引換券3枚綴、商品一覧』を送付します。
- ②受取日の1週間前までに、引換券にあるQRコードから、希望する紙おむつ1個、おしりふき1セットを申請してください。※転入児訪問の場合は、電話にて聞き取りします。
- ③当日、スタッフに引換券を提出し、子育て用品をお受取り下さい。

商品一覧はお手元で保管をお願いします。メーカーやサイズなどについては、商品一覧表をご参照ください。
※転入の方は、みらい健康課までお問い合わせください。
※紛失・破損した場合は、再交付の申請が必要です。みらい健康課までお問い合わせください。

■その他

- ・原則、赤ちゃん訪問、生後6か月～生後8か月まで、生後10か月～1歳未満での支給となります。
- ・赤ちゃん訪問、転入児訪問前に、訪問日時と紙おむつのメーカー・サイズの確認のため、下記の電話番号より連絡をします。
- ・衛生商品ですので、お届け後の紙おむつのメーカーやサイズの変更は原則不可とさせていただきます。

■申請・お問い合わせ先

(※赤ちゃん訪問前には、下記の番号よりご連絡させていただきます)

紀宝町役場 子育て世代包括支援センター(みらい健康課) 0735-33-0355

